

条例制定から1年！

事業名	手話言語の理解と多様な意思疎通手段の利用を促進するための取組を強化します！		
-----	---------------------------------------	--	--

ここがポイント	◆手話が言語であることへの理解等を促進するための条例施行から1年が経過し、これまでの取組を一層強化するため動画やガイドライン、コミュニケーションハンドブックを作成します。	事業費	2,389 千円
---------	---	-----	----------

区は、令和元年12月1日、手話が言語であることへの理解の促進等をするため「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行しました。(別紙のとおり)
 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、手話が言語であることへの理解を促進するこれまでの取組をより一層強化するため、手話の普及啓発及び学習動画とコミュニケーションハンドブック、障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインを作成します。

手話の普及啓発動画及び手話言語学習講座の概要

対象:どなたでも

《手話の普及啓発動画》

- 作成本数** 8本(1本あたり約15秒)
- 内容** 手話紹介編①、レッスン編①「こんにちは」・②「ありがとう」・③「大丈夫ですか?」、手話紹介編②、レッスン編④「食べる」・⑤「書く」・⑥「飲む」
- 放映** 令和2年12月1日(火曜)から(ケーブルテレビ(12月のみ)、YouTube、区ホームページ、デジタルサイネージ)

《手話言語学習講座動画》「明日から使える手話レッスン(港区観光編)」

- 内容** 聴覚に障害のある区民が日常的に使用する挨拶や、区内の観光にまつわる単語を分かりやすく紹介します。
- 公開方法** 区ホームページ及び YouTube
- 公開時期** 令和2年12月14日(月曜)



概要

対象:サービス提供者

障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン～場面ごとの配慮編～の概要

- 内容** サービスの提供において想定される様々な場面において、障害のある人に対して主に必要とされる配慮をまとめました。障害のある人と情報のやりとりをするときにご活用いただける内容となっています。
- 公開時期** 令和2年12月中旬に区ホームページで公開

対象:どなたでも

障害のある人とのコミュニケーションハンドブックの概要

- 内容** 障害のある人に対し、特性ごとの配慮や声をかけるときのポイントを分かりやすく解説(話かけるとき・話を聞くととき・話すときや説明するときのポイント)
- 配布開始** 令和3年2月下旬
- 配布場所** 各地区総合支所、区民センター等区有施設
- HP掲載** Uni-Voice なし:令和2年12月下旬、Uni-Voice あり:令和3年1月下旬

問合せ



課長 障害者福祉課 小笹
 ☎ 03-3578-2385(直通) FAX 03-3578-2678
 係長 障害者福祉課 障害者福祉係 島田
 ☎ 03-3578-2386(直通) FAX 03-3578-2678